



国 監 告 第 11 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施
した随時監査に係る監査結果を、同条第 9 項の規定により、
別紙のとおり公表します。

令和 4 年 12 月 15 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

随時監査結果報告書

1 随時監査

(1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和 4 年 11 月 1 日（火）から令和 4 年 11 月 14 日（月）まで

イ 実施

令和 4 年 11 月 21 日（月）

② 対象部局

行政管理部職員課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

歳入歳出外現金の受払状況のうち職員課が取り扱う住民税

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和 4 年 11 月 1 日（火）

② 資料提出期限 令和 4 年 11 月 11 日（金）

③ 事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

④ 実施 監査委員による監査（前記のとおり）

国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項に関する事務の内容と現在の状況について説明を受け、その後、質疑による監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

歳入歳出外現金のうち住民税の管理は適正に行われているか。

(6) 結果

① 概評

対象事項を監査した結果、下記のとおり指摘する。

② 個別事項

ア 指摘事項

令和 4 年 9 月 20 日に実施した令和 4 年 8 月分例月出納検査で質問した歳入歳出外現金の住民税の残高の内容について、2 か月を経過しても明確にならなかった。担当課では平成 31 年 4 月以降残高確認を行ってなかったとい

うことである。

歳入歳出外現金の住民税は、会計事務規則第 93 条第 2 号保管金に規定され、市が一時的に預かる現金ではあるが、その出納及び保管は、地方自治法施行令第 168 条の 7 第 3 項において、歳計現金の出納及び保管の例により、これを行わなければならないと規定されており、歳計現金に準じた厳正な事務処理を行うことが求められている。

回収（または返還）すべき住民税について、時間の経過により、回収（または返還）不能となると、その経費を市が負担しなければならなくなる状況も考えられる。一日も早く不明金の内容を追究し、回収（または返還）の手続きをされたい。そして再発防止に向けての対策を講じられたい。

以上